

秋田市告示第50号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を次のとおり定めたので、同法第159条の規定により告示する。

令和5年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定定期検査機関の名称
一般社団法人 秋田県計量協会
- 2 指定定期検査機関の住所
秋田市川尻若葉町1番5号
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで